

## 9 工事提出書類記載要領

### 書類 工1 建設業許可証明書又は通知書 必須

#### 【注意事項】

- 登録を希望する種目の「建設業許可証明書」又は「建設業許可通知書」を提出してください。
- 申請種目に該当する業の許可日が平成28年6月15日以降（有効期限が令和3年6月14日以降）のものとしてください。
- 「小修繕」に申請する場合は、提出の必要はありません。
- 更新手続中の場合は、現在手元にある通知書と更新申請中である旨がわかる書類を提出し、更新完了後速やかに通知書を提出してください。

### 書類 工2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 必須

#### 【注意事項】

- 審査基準日が令和元年11月15日以降で、かつ審査結果通知日が令和3年6月14日以前のものとしてください。
- 次の①～③の要件をいずれも満たしていることが必要です。満たしていない場合は申請できませんのでご注意ください。
  - ① 登録を申請する種目に対応する工事種目の総合評定値（P点）が“0”でないこと。
  - ② 登録を申請する種目に対応する工事種目の完工工事高（2年平均又は3年平均）があること。
  - ③ その他の審査項目（社会性等）の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の数値等欄が「無」でないこと。

※ 上記が「無」の場合は、次の書類を提出してください（令和3年4月以降に建設業許可を受けている場合を除く。）。

- ア 雇用保険の加入の確認書類：a 及び b，又は c、d のいずれか
  - a 「労働保険概算・確定保険料申告書」
  - b aにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」
  - c 「雇用保険被保険者資格取得等通知書」（事業主通知用）
  - d 雇用保険適用事業所設置届出事業主控（提出先での受付済印）
- イ 健康保険・厚生年金保険の加入の確認書類：a～e のいずれか
  - a 保険料納付に係る「領収証書」
  - b 保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」
  - c 保険料納付に係る「社会保険納入確認書」
  - d 「健康保険・厚生年金保険取得確認及び標準報酬決定通知書」
  - e 加入手続き直後の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」（提出先での受

付済印)

- 「小修繕」に申請する場合は、提出の必要はありません。
- インターネットからダウンロードしたものは認められません。

## **書類 工3 技術職員名簿** 必須

### 【注意事項】

- 書類 工2** (経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書) に関する審査の申請時に添付していたものを提出してください。
- 上記申請時と現時点で記載技術者の雇用状況に変化があっても、加筆や削除等の訂正是しないでください。

## **書類 工4 技術者経歴書（工事）** 必須

### 【注意事項】

- 2枚以上になる場合は、できる限り**両面印刷**してください。ただし、2種目登録の場合は、1種目ずつで別の紙にしてください。

### 【記入上の注意】

#### (1) 記入を要する技術者

- 本社又は主たる事業所が京都市内にある場合は、常勤雇用している技術者全員を記入してください。
- 本社又は主たる事業所が京都市内にない場合は、京都市発注の工事に従事可能な常勤雇用している技術者（京都市を担当する支社等に属する技術者等）を記入してください。

#### (2) 「経審」欄

- 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「技術職員数」欄に記載されている人数に含まれている技術者について、「経審」欄に○を付け、併せて経営事項審査申請書に添付した**書類 工3** (技術職員名簿) を提出してください。

#### (3) 「氏名」欄

- 「氏名」欄冒頭の「営業所専任技術者」と記載されている欄には、建設業許可申請の際に、「専任技術者証明書」において証明されている技術者を記入してください。
- その他の技術者は、できるだけ**書類 工3** (技術職員名簿) に記載されている順番に記入してください。

#### (4) 「監理技術者資格有資格者的人数」欄

- 記入した技術者の内、次の条件を全て満たす監理技術者のみの人数を記入してください。
  - 監理技術者資格者証の有効期限が令和3年6月14日以降であること。

- 監理技術者資格者証の「所属建設業者」欄に申請者の商号又は名称が記載されていること。
- 監理技術者資格者証の「建設業の種類」欄の登録種目に対応する建設業が「1」と記載されていること。
- 監理技術者講習修了証、又は監理技術者資格者証の裏面の「講習修了年月日」欄の記載が平成28年1月1日以降であること。

(5) 「1級又は2級の法令による資格を保持している女性技術者の人数」欄

- 記入した技術者の内、次の条件を全て満たす女性技術者の人数を記入してください。
- **書類 工3** (技術職員名簿) の職種コードが登録種目に対応する建設業のコードであり、かつ有資格区分コードが当該種目の1級又は2級の資格を示すコードであること。
- **書類 工3** (技術職員名簿) 申請時点以降に1級又は2級の法令による免許等を取得した場合は、その資格者証が交付されていること。

(6) 土木・建築の2種目登録申請(\*)を行う場合 \* 5ページの「土木・建築の2種目登録について」参照

- 「土木」と「建築」について、それぞれ別に技術者経歴書を作成してください。その際、技術者を重複して記入することはできません。
- いずれの種目においても、法令による1級又は2級の技術者を1名以上記入してください。

## 書類 工5 技術者の資格証明書等 該当者のみ

【注意事項】

- 京都市内に本社又は主たる事業所を有する場合のみ提出してください。
- 下の表の左欄に記載の技術者について、表に記載の書類を提出してください。

技術者	提出書類
<b>書類工4</b> (技術者経歴書) の「 <u>監理技術者資格者証</u> 」 欄を「有」とした技術者	<p>① <b>監理技術者資格者証</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 有効期限が<u>令和3年6月14日以降</u>のものを提出すること。</li> <li><input type="checkbox"/> <u>両面の写し</u>を提出すること（裏面（変更の履歴）が白紙の場合でも両面とすること）。</li> <li><input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証の「<u>所属建設業者</u>」欄に申請者の商号又は名称が記載されていること。</li> <li><input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証の「<u>建設業の種類</u>」欄の登録種目に対応する建設業が「1」と記載されていること。</li> </ul>

	<p><input type="checkbox"/> 裏面に講習修了履歴のある場合は修了年月日が<u>平成28年1月1日以降</u>であること。</p> <p>② 監理技術者講習修了証</p> <p><input type="checkbox"/> 講習修了日が<u>平成28年1月1日以降</u>のものを提出すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 表面の写しを提出すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴のある場合は不要。</p>
<p><b>書類工4</b> (技術者経歴書) の「経審」欄に○印のない 技術者 (注 <b>書類工3</b> 「技術職 員名簿」で確認できない 資格については、資格証 明書又は免許等の添付 要)</p>	<p>① 資格証明書又は免許等</p> <p>② 常勤の技術者について、常用雇用を確認できる書類 ⇒例) 健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書の写し、会社名の記載のある健康保険証の写し、住民税特別徴収税額(変更)通知書の写し、雇用保険被保険者証の写しなど いずれの書類もない場合は、雇用主が当該技術者を常勤雇用している旨の誓約書でも可</p>

## **書類 工6 その他証明書 該当者のみ**

下の表の左欄に該当する場合は、右欄記載の書類を提出してください。

条 件	必要書類
個人事業主が法人化して1年に満たないが、個人事業主のときから通算すれば1年以上経過している事業者	法人化以前(個人事業主)の営業を確認できる書類 (例)建設業許可通知書、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書、確定申告書と収支内訳書等
中小企業等協同組合法に係る事業協同組合、企業組合	<input type="radio"/> 定款 <input type="radio"/> 役員及び組合員名簿 <input type="radio"/> 官公需適格組合証明書(該当組合のみ) <input type="radio"/> 官公需共同受注規約(該当組合のみ)
「管工事」登録希望者のうち、格付を希望するもの	<input type="radio"/> 京都市指定給水装置工事事業者指定証 ※ <u>令和3年6月14日時点で有効なもの</u> であること <input type="radio"/> 京都市指定下水道工事業者指定証 ※ 有効期限が <u>令和3年6月14日以降</u> であること